

豊田市空き地情報登録制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊田市空き地情報登録制度に関し必要な事項を定めることにより、市の山村地域における空き地の有効活用及び定住の促進を図り、もって山村地域の活性化に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 山村地域 足助、旭、稲武、小原及び下山の地区をいう。
- (2) 空き地 個人又は法人が現に活用していない（近く活用しなくなる予定のものを含む。）山村地域に存在する土地で住宅の建築の可能性がある土地をいう。
- (3) 所有者 空き地に係る所有権を有する者をいう。
- (4) 空き地情報バンク 空き地の売却を希望する所有者から申込みを受け、空き地に関する情報を山村地域内への定住を目的として空き地の購入を希望する者（以下「利用希望者」という。）に対し、情報提供する仕組みをいう。
- (5) 定住 長期にわたる居住を前提に、当該住所地を生活の本拠とし、地域の一員として自覚を持って生活する状態をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き地情報バンク以外による空き地の取引を妨げるものではない。

(空き地の登録申込み等)

第4条 空き地情報バンクに空き地に関する情報を登録しようとする所有者は、空き地情報バンク物件登録申込書（様式第1号）に空き地情報バンク物件登録カード（様式第2号。以下「登録カード」という。）を添えて市長に申し込まなければならない。

2 市長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、登録に必要な調査を実施の上、当該空き地を空き地情報バンクに登録する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、空き地情報バンクへの登録は行わない。

- (1) 当該空き地が山村地域に存在していない場合
- (2) 当該空き地に抵当権等の担保物権が設定されている場合
- (3) 当該空き地に係る所有権を有する者が空き地情報バンクへの登録を認めない場合
- (4) 当該空き地に市場性が認められない場合
- (5) 宅建協会が推薦する事業者が仲介等をしない場合（所有者が宅地建物取引業法第3条第1項に規定する免許を受けている者である場合を除く。）
- (6) その他市長が空き地情報バンクへの登録が適当でないと認めた場合

3 市長は、前項に規定する登録を行うに当たり、公益社団法人愛知県宅地建物取引業協会豊田支部（以下「宅建協会」という。）に対し、必要な調査を依頼し、その結果の報告を求めるものとする。

4 市長は、第2項の規定による登録をしたときは、空き地情報バンク物件登録完了通知書（様式第3号。以下「物件登録完了通知書」という。）を申込みのあった所有者に送付する。

5 市長は、第1項の規定による登録の申込みについて不適当と認めたときは、物件登録不承認通知書（様式第4号）を申込みのあった所有者に送付する。

（空き地に係る登録事項の変更の申込み）

第5条 物件登録完了通知書の送付を受けた所有者（以下「物件登録者」という。）は、空き地情報バンクに登録された空き地（以下「登録物件」という。）の登録事項に変更があったときは、速やかに空き地情報バンク物件登録事項変更申込書（様式第5号）に変更内容を記載した登録カードを添えて市長に申し込まなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込みを受けて登録事項の変更をしたときは、空き地情報バンク物件登録事項変更通知書（様式第6号）を申込みのあった物件登録者に送付する。

（空き地情報バンクの登録の取消し）

第6条 市長は、登録物件に係る所有権その他の権利に異動があったときは、当該登録物件を空き地情報バンクから抹消する。ただし、相続又はそれに準ずる事由による所有権の異動によって新たに所有権を有することとなった者が、前条の規定に基づき登録事項中の所有者に係る情報の変更を申込みした場合には、登録を継続できるものとする。

2 物件登録者は、登録物件を空き地情報バンクから抹消したいときは、空き地情報バンク物件登録取消申込書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第4条第2項の規定による登録の日から2年を経過し、当該登録物件の利用が見込まれないと認める場合は、物件登録者と協議して、当該登録物件を空き地情報バンクから抹消することができる。

4 市長は、前3項により当該登録物件を空き地情報バンクから抹消したときは、空き地情報バンク物件登録取消通知書（様式第8号）を当該物件登録者に送付する。ただし、空き地情報バンクの利用をとおして成立した契約による所有権の異動においては、当該通知は行わない。

（空き地情報の公開）

第7条 市長は、空き地情報バンクに登録された情報のうち、次に掲げる情報（以下「物件情報」という。）を登録物件概要（様式第9号）に記載して公開する。

ただし、第2号及び第5号の詳細については、第9条で規定する利用者の登録をした者に限って開示する。

（1）登録番号

（2）所在地

（3）希望価格

（4）主要施設までの距離

（5）位置図

（6）その他必要な情報

(地域の代表者への情報提供及び地域情報の公開)

第8条 市長は、空き地を空き地情報バンクに登録したときは、当該空き家の所在する地域を統括する代表者等（以下「地域の代表者」という。）に対して、その旨を情報提供することができる。

2 前項の情報を受けた地域の代表者は、物件情報と併せて地域に関する情報を空き地情報バンクに公開することができる。

(利用者の登録)

第9条 物件情報の提供を受けようとする利用希望者に関することは、豊田市空き家情報登録制度実施要綱第9条から第13条までの規定を準用するものとする。この場合において、「空き家」を「空き地」と読み替えることとする。

(購入希望物件の申込み及び通知)

第10条 利用登録者は、登録物件の購入を希望するときは、空き地情報バンク購入希望物件申込書（様式第10号）に誓約書（様式第11号）を添えて、市長に申し込まなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込みがあった場合には、当該登録物件の物件登録者及び宅建協会に対し、申込みがあったことを通知するものとする。ただし、登録物件の物件登録者が宅地建物取引業法第3条第1項に規定する免許を受けており宅建協会の仲介等を要しない場合に限っては、物件登録者にのみ通知することとする。

(地域の意見の反映)

第11条 地域の代表者は、登録物件の購入を希望する利用登録者に対し、地域面談、説明会、交流会等を開催することができる。

2 地域の代表者は、物件登録者に対し、購入者の決定にあたっての参考意見を述べることができる。

3 物件登録者は、前項に規定する意見があった場合には、当該意見を参考にして購入者を選考するものとする。

(物件登録者と利用登録者の交渉等)

第12条 第10条第2項の規定による通知を受けた物件登録者は、購入の申し込みを行った利用登録者と交渉をするか否かを決定し、当該利用登録者及び宅建協会に対し、その旨通知するものとする。ただし、登録物件の物件登録者が宅地建物取引業法第3条第1項に規定する免許を受けており宅建協会の仲介等を要しない場合に限っては、利用登録者にのみ通知することとする。

2 第10条第2項の規定による通知を受けた物件登録者は、市長に対し、前項の決定について、購入交渉者選考結果報告書（様式第12号）により報告するものとする。

3 宅地建物取引業法第3条第1項に規定する免許を受けており宅建協会の仲介等を要しない物件登録者は、利用希望者と契約が成立した場合、市長に対し空き地情報バンク結果報告書（様式第13号）により、契約の内容を報告するものとする。

(登録情報の提供)

第14条 市長は、利用登録者並びに物件登録者及び宅建協会に対して、空き地情報バンクに登録された有用な情報を必要に応じて提供することができる。

(契約行為等への不介入)

第15条 市長は、物件登録者と利用登録者との空き地に関する交渉のほか、売買等の契約については、直接これに関与しないものとする。

2 契約等に関する一切のトラブル等については、当事者間で解決するものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年7月30日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年3月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

空き地情報バンク物件登録申込書

豊田市長 様

申込者 (〒)
住所
氏名
電話

登録内容は、別添「空き地情報バンク物件登録カード」（様式第2号）記載のとおりです。

1 契約交渉

契約交渉 (1) 宅建協会による仲介
私は、契約交渉について、 (2) 直接契約交渉 を選択します。

私は、次のことについて同意します。

- (1) 空き地情報バンク登録カードに記載の情報を空き家・空き地情報バンク利用登録者へ提供すること。
- (2) 空き地情報バンクに登録された物件情報のうち、その必要な情報の一部を公開すること。
- (3) 購入者を決定するにあたり、地域の意見を参考にするため地域が地域面談等を開催すること。

- 1 本市では、情報の紹介や必要な連絡調整等を行います。所有者と利用希望者の間で行う物件の売買に関する交渉、契約等に関する仲介行為は行っていません。
- 2 仲介等に係る報酬については、宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）第 46 条第 1 項の規定に基づく範囲となります。
- 3 直接契約交渉については、宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）第 3 条第 1 項の規定する免許を受けた者による申込の場合に限ります。
- 4 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の規定の趣旨に基づき、申し込まれた個人情報は、利用登録者及び宅建協会への提供のほかは、本事業の目的以外に利用いたしません。

空き地情報バンク物件登録カード

登録番号

所有者 (複数いる場合は代表者)	住 所	〒 -					
	氏 名						
	電 話				FAX		
	e-mail	@					
物件登録代表地番		豊田市 町					
その他対象地（全て記入）							
規制区域	愛知県統合型地理情報システム(マップあいち)	☐ 土砂災害警戒区域（土石流／急傾斜地の崩壊／地滑り） ☐ 土砂災害特別警戒区域（土石流／急傾斜地の崩壊）					
	山地災害危険地マップ	☐ 山腹崩壊危険地区 ☐ 地すべり危険地区 ☐ 崩壊土砂流出危険地区					
	その他						
所有者の意向	希望価格	円					
	情報公開	☐ 窓口・市ホームページ ☐ 窓口・市ホームページ・全国版空き家バンク ☐ 窓口のみ					
	その他						
空き地の状況	土地面積	㎡	地目				
			境界確定	☐ 確定済 ☐ 未確定			
	利用状況	☐ 放置（ 年） ☐ 以前の状況（ ） ☐ その他（ ）					
	付帯物件	☐ 田（ ㎡） ☐ 畑（ ㎡） ☐ その他（ ）					
主要施設までの距離	（ ）支所	km	中学校	km	小学校	km	
	こども園	km	診療所	km	消防署	km	
	駐在所	km	バス停(基幹バス)	km		km	
特記事項							
事故物件		☐ 該当 ☐ 非該当					
媒介の報酬等に関する説明		媒介の報酬等について職員から説明を受けました ☐					

(裏面)

位置図

様式第3号（第4条関係）

空き地情報バンク物件登録完了通知書

豊 発第 号
年 月 日

様

豊田市長

年 月 日付けで申込みのあった空き地物件については、次のとおり登録を完了したので通知します。

- 1 登録番号 _____
- 2 登録日 年 月 日
- 3 公開する登録内容 添付資料のとおり
- 4 注意事項 登録内容に変更が生じた場合は、速やかに登録事項変更申込書を提出してください。

様式第 4 号（第 4 条関係）

空き地情報バンク物件登録不承認通知書

豊 発第 号
年 月 日

様

豊田市長

年 月 日付けで申込みのあった空き地物件については、次のとおり登録を不承認としたので通知します。

1 不承認理由

2 その他

不承認理由が解消された場合は、登録できることがありますので、ご相談ください。

様式第 5 号（第 5 条関係）

空き地情報バンク物件登録事項変更申込書

年 月 日

豊田市長 様

申込者（〒 ）

住 所

氏 名

電 話

豊田市空き地情報登録制度実施要綱第 5 条の規定に基づき、登録事項の変更を申し込みます。

登録番号 : _____

変更内容 : 別添空き地情報バンク物件登録カードのとおり

備考 様式第 2 号に登録番号及び変更箇所を記載して提出してください。

様式第 6 号（第 5 条関係）

空き地情報バンク物件登録事項変更通知書

豊 発第 号
年 月 日

様

豊田市長

年 月 日付けで変更申込みのあった空き地物件については、
次のとおり登録事項の変更を完了したので通知します。

1 登録番号 _____

2 変 更 日 年 月 日

3 変更後の 添付資料のとおり
登録内容

4 注意事項 登録内容に再度変更が生じた場合は、速やかに登録
事項変更申込書を提出してください。

様式第 7 号（第 6 条関係）

空き地情報バンク物件登録取消申込書

年 月 日

豊田市長 様

申込者（〒 ）

住 所

氏 名

電 話

年 月 日付けで登録した空き地情報バンクへの登録を取り
消したいので、申し込みます。

登録番号 : _____

取消理由 : _____

様式第 8 号（第 6 条関係）

空き地情報バンク物件登録取消通知書

豊 発第 号
年 月 日

様

豊田市長

次の空き地物件について、登録を取り消したので通知します。

1 登録番号

2 取消理由

- (1) 年 月 日付け登録の空き地物件に係る所有権その他の権利に異動があったため。
- (2) 年 月 日付け空き地登録に係る取消申込書を受理したため。
- (3) 年 月 日付け登録の空き地物件について、登録後 2 年が経過し、利用が見込まれないと認められるため。

3 注意事項

再登録を希望する場合は、改めて空き地情報バンクへの物件登録の申込みを行う必要があります。

様式第 9 号（第 7 条関係）

登録物件概要

物件登録番号	
物件所在地	町

所有者の 希望条件	希望価格	円
	契約形態	☐ 宅建協会による仲介 ☐
	仲介手数料（税込）	物件所有者 円 / 購入者 円
	その他条件	

空 き 家 の状況	土地の地目	m ²
	土地の面積	m ²
	境界確定	☐ 済 ☐ 未
	状況	
	その他	
規制区域等	土砂災害特別警戒区域	
	土砂災害警戒区域	
	山地災害危険地区	
	その他	

主要施設 までの距離	支所	km	中学校	km	小学校	km
	こども園	km	診療所	km	消防署・出張所	km
	駐在所	km	バス停（基幹バス）	km		km

特記事項						
事故物件	☐ 該当 ☐ 非該当					

写 真

様式第 1 0 号（第 1 0 条関係）

空き地情報バンク購入希望物件申込書

年 月 日

豊田市長

申込者（利用者登録 No _____）

住 所 〒 _____

氏 名

電 話

豊田市空き地情報登録制度実施要綱第 1 0 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり申し込みます。

購入を希望する物件の物件登録番号 _____

申込者氏名 (本 人)		年齢	歳
同居人構成	①氏名 _____	続柄 _____	年齢 _____ 歳
	②氏名 _____	続柄 _____	年齢 _____ 歳
	③氏名 _____	続柄 _____	年齢 _____ 歳
	④氏名 _____	続柄 _____	年齢 _____ 歳
	⑤氏名 _____	続柄 _____	年齢 _____ 歳
備考			

空き地情報バンク利用申込みに係る私の個人情報について、空き地情報バンク物件登録者、物件登録者が仲介等を依頼する宅建協会及び地域面談参加者へ提供することに同意します。

備考 この個人情報は、物件登録者、物件登録者が仲介等を依頼する宅建協会及び地域面談参加者への提供のほかは、本事業の目的以外に利用いたしません。

誓 約 書

豊田市長 様

私は、空き地情報バンク購入希望物件の申込みにあたり、豊田市空き地情報登録制度実施要綱（以下「要綱」という。）に定める制度の趣旨等を理解し、申込書記載事項に偽ることなく、要綱第 9 条で準用する豊田市空き家情報登録制度実施要綱第 1 0 条（利用者の登録の要件）に規定する要件等を遵守することを誓約した上で、申し込みます。

なお、空き地情報バンクへの申請を通じて得られた情報については、私自身が利用目的に従って利用し、決して他の目的で使うことはありません。

今後、空き地を購入し、居住することとなったときは、地域の生活文化、自然環境等への理解を深め、居住者としての自覚を持ち、よりよき地域住民となることをここに誓約いたします。

年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____

【豊田市空き家情報登録制度実施要綱一部抜粋】

（利用者の登録の要件）

第 1 0 条 物件情報の提供を受けようとする利用希望者は、次に掲げる各号すべての要件を満たしていなければならない。

- （１）空き家の利用をし、地域住民と協調して生活できる者であり、かつ、地域の生活文化、自然環境等への理解を深め、利用者としての自覚を持って生活できる者であること。
- （２）暴力団員でない者及び暴力団員と密接な関係を有しない者であること。
- （３）その他市長が必要と認める要件

年 月 日

豊田市長 様

物件登録者 住所
氏名

空き地情報バンク結果報告書

年 月 日付けで物件登録を完了した物件について、豊田市空き地情報登録制度実施要綱第 12 条第 3 項の規定に基づき下記のとおり報告します。

1 物件番号

2 所在地 愛知県豊田市 番地

3 売主 住所〔 〕
氏名〔 〕

4 買主 住所〔 〕
氏名〔 〕

5 契約日 年 月 日

6 契約金額 円